

用語解説

	用語	解説・説明
あ 行	ICT (Information & Communications Technology)	「情報通信技術」の略である。インターネット上でデータの保管等のアウトソーシングを受け、データ等を保管・管理するサービス。
	SDGs (Sustainable Development Goals)	「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標。
	エリアマネジメント団体	地域・企業などが会員となって、魅力的なイベント、回遊性向上や来街者のおもてなし、まちの美化、防犯・防災活動などのまちづくり活動を実施。
か 行	格納式駐輪場	自転車を出入庫ブースから地下空間などのスペースへ全自動でスピーディーに収容する機械式の駐輪場。
	カーシェア	「カーシェアリング」の略である。必要な時に自由にクルマを使える新しい移動手段。
	キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー、QR コード (二次元コード) をスマートフォンで読み取るなど、現金を使用せずに支払決済を行うこと。
	QR コード決済	QR コード (二次元コード) をスマートフォン等のカメラで読み取って支払いをする決済方法。 ※ QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。
	クリテリウム	自転車ロードレースの中でも、距離の短い周回をまわって順位を競う形態のレース。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
さ 行	サイクルツーリズム	国内外からの旅行者に対する新たな体験型観光として、サイクリングと観光を組み合わせたもの。
	サイン	利用者が目的地まで円滑に移動できるように現在地や施設の位置をわかりやすく伝えたり、利用者が公共施設などを円滑に利用できるよう、それぞれの使用方法や内容を伝えるもの。
	シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムで、特にコミュニティサイクルは多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこの拠点 (ポート) からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段。
	自転車	道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
	自転車通行空間	自転車の安全で適正な利用を促進するため、縁石や柵、着色等により、歩行者や自動車等と分離された、自転車が通行するための空間。
	自転車通行帯	道路構造令第 2 条第 1 項第 15 項に規定される、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。なお、道路交通法上は普通自転車専用通行帯として扱われる。
	自転車道	道路構造令第 2 条第 1 項第 2 号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上も自転車道として扱われる。
	自転車歩行者道	道路構造令第 2 条第 1 項第 3 項に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。なお、道路交通法上は自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。

	用語	解説・説明
さ 行	車道内共存	自転車の路肩通行時の安全性を向上させ、かつ、自動車との並走を可能にするため、路肩に一定の幅員を確保し、路面表示（矢羽根等）することで自転車が通行する空間であることを視覚的に示した帯状の車道の部分をいう。
	車道混在	路面標示（矢羽根等）により自転車の通行位置と方向を明示して自転車の安全な通行を促すもの。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても車道上の自転車通行位置を知らせる効果もある。
た 行	チャリエンタウン	福岡市の放置自転車ゼロを目指す「放置サイクル ZERO 宣言！」キャンペーンの情報サイト。市内の駐輪場マップ、撤去された自転車の保管場所、自転車利用に関するマナーなどが掲載されている。（ https://www.chari-angels.com/ ）
	天神ビッグバン	規制緩和などを活用して民間ビルの建替えを促進することで、天神地区に新たな空間と雇用を創出するプロジェクト。
	デジタルフリー乗車券	乗車券の購入から利用までスマートフォン一つで完結する便利なサービス。
	都市計画道路	都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための施設であり、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
	都心部機能更新誘導方策	民間の力を引き出しながら、都心部の機能更新と魅力を高めるためのまちづくり制度の運用基準。従来の公開空地評価に加え、国際競争力・感染症対応、環境、魅力、安全安心、共働をキーワードとしたまちづくりの取組みに応じて容積率を緩和する制度。
	トリップ・トリップエンド	人がある目的をもって、ある地点からある地点へ移動したとき、1トリップが発生したという。1回の移動で複数の交通手段を使っても、全体を1トリップで数える。また、1トリップの起点及び終点をトリップエンドという。
は 行	博多コネクティッド	航空法の高さ制限緩和や市独自の規制緩和による民間ビルの建替え促進などにより、新たな空間と雇用を創出するプロジェクトの総称。
	発生集中量	ある地域内に出発地または到着地を持つ人の移動の合計で、「トリップエンド」を集計したもの。
	ハンドサイクル	クランクを手で回して進む自転車。
	パーソントリップ調査 (北部九州圏パーソントリップ調査)	交通の主体である人（パーソン）の1日の動き（トリップ）を把握することを目的とした調査。人がどこからどこへ、どのような目的で動いているのか。その時の交通手段は何か等が把握できる。福岡県の大半に佐賀県の一部を加えた地域で実施されたパーソントリップ調査を北部九州圏パーソントリップ調査と呼ぶ。
	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。
	附置義務駐輪場	福岡市では、昭和57年に制定した「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」に基づき、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業・近隣商業地域において、小売店舗、銀行、遊戯場、専修学校等、事務所、飲食店、カラオケボックス、レンタルビデオ店などの新築及び増築等をする場合には、施設の規模に応じて、自転車駐輪場を当該施設若しくはその敷地内に設置することを義務付けている。
	分担率	全体のトリップに対するある交通手段を利用したトリップの割合をその交通手段の分担率という。
	放置禁止区域	公共の場所のうち「福岡市自転車の放置防止に関する条例」の規定に基づき指定された、放置自転車を即時撤去できる区域。令和3年4月1日時点で、福岡市では46地区が放置禁止区域に指定されている。

	用語	解説・説明
は 行	放置自転車	駐輪場以外の道路、公園、駅前広場などの公共の場所に置かれている自転車であって、当該自転車の利用者（又は所有者）が当該自転車を離れて直ちに移動することができない状態にあるもの。自転車が置かれている時間の長短に関係なく、前述の状態に当てはまれば放置自転車と認定される。
	歩道	道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分进行。なお、道路交通法上も、歩道として扱われる。
ま 行	MaaS (Mobility as a Service)	ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。
ら 行	路肩	道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分进行。



福岡市自転車活用推進計画

編集・発行／令和3年（2021）3月

福岡市道路下水道局管理部自転車課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL 092(711)4468 FAX 092(733)5591

